

令和2年1月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年1月教育委員会定例会議

日 時 令和2年1月23日（木曜日）

午後1時45分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席（1名）

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

教育総務課主事 伊 藤 大 樹

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 1人

議事日程

- ・ 令和元年12月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第26号 令和2年度賄材料購入業者の決定について

第 4 報告第27号 宮城県児童・生徒学習意識等調査結果について

第 5 報告第 28 号 区域外就学について

- ・ 協議

第 6 いじめ・不登校対策及び生徒指導（12月分）について

第 7 職員の人事について

第 8 「令和2年度 美里町の教育」について

第 9 令和元年度美里町議会1月会議について

第10 令和2年度施政方針（案）について

第11 次期美里町総合計画等について

第12 学校再編について

- ・ 審議事項

第13 議案第20号 令和2年度学校給食費の額について

- ・ その他

学校給食の食材について

行事予定等について

令和2年2月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 令和元年12月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第26号 令和2年度賄材料購入業者の決定について

第 4 報告第27号 宮城県児童・生徒学習意識等調査結果について

第 5 報告第28号 区域外就学について

- ・ 協議

第 6 いじめ・不登校対策及び生徒指導（12月分）について

第 7 職員の人事について

第 8 「令和2年度 美里町の教育」について

第 9 令和元年度美里町議会1月会議について

第10 令和2年度施政方針（案）について

第11 次期美里町総合計画等について

第12 学校再編について

- ・ 審議事項

第13 議案第20号 令和2年度学校給食費の額について

- ・ その他

学校給食の食材について

行事予定等について

令和2年2月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第27号 宮城県児童・生徒学習意識等調査結果について【秘密会】

第 5 報告第28号 区域外就学について【秘密会】

- ・ 協議

第 6 いじめ・不登校対策及び生徒指導（12月分）について【秘密会】

第 7 職員の人事について【秘密会】

午後1時45分 開会

○教育長（大友義孝） それでは、大変皆さんお疲れさまでございます。

大分今日は外は寒くなってきておりまして、まだ雪は降らないんですが、雨に変わったよう
でございます。学校において、順調な3学期のスタートということになってございます。ただ、
ちょっと心配するのはインフルエンザの流行がありまして、数人インフルエンザの感染を受け
ているところもありますので、今後人数がふえると学級閉鎖もやむを得ない状況になるかなと
いうふうに思っているところでございます。委員の皆様方もどうぞインフルエンザの感染には
風邪を引かないように注意していただければと思います。

また、新年になりまして、まだお会いしていないさなか、今年もどうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

ただいまから令和2年1月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め4名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、1番後藤委員から諸般の事情により本日は欠席する旨の連絡がございましたので、ご
報告させていただきます。

説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席しておりますので、
よろしくお願いたします。また、一部の協議事項、報告事項等におきまして先生方に入って
いただくこともありますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本日の会議を行います。

まず、最初でございますが、令和元年12月教育委員会定例会議事録の承認についてを行
います。事務局から説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 事前に教育委員さんのほうにはお配りして
おりましたが、何点か誤字、脱字等がございましたので、そちらのほうを訂正させていただいた上
で署名と情報公開の手続を進めたいと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。一部修正があるということですが、
その修正の上、署名のほうも頂戴するということになるかと思いますが、この議事録につ
いて、ご意見ございませんでしょうか。もしなければ今、修正をかけてということ
を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、議事録については承認をなされましたので、よろしくどうぞお願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程に従い進めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

会議規則によりまして、教育長が指名することになっております。

今回の署名委員につきましては、3番の留守委員さん、4番の千葉委員さんをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長の報告でございます。

お手元の資料の中で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)、(2)につきましては、町内の小学校、中学校の校長会での連絡事項、(2)は町内の園長・所長会での連絡事項について別紙をつけさせていただきました。その内容をかいつまんでお話をさせていただきます。

まず、1ページ目につきましては、校長会の連絡事項でございまして、このとおり大きいのが5番目の人事評価とそれから県費負担職員の人事異動の関係につきまして連絡をさせていただいておりました。5番目の(2)については、1月28日、来週ですが、人事調整会議、1回目の人事調整会議が開かれます。各校の校長同席の上、調整を進めていくとことをお願い申し上げます。

2ページ目にまいりまして、上のほうに四角で囲ってあるんですが、全職員が対象になるわけでありまして。個別に経過説明をお願いするということと、それから断定的な言い方や期待を持たせるような発言は避けるようにしていただきたいということをお知らせしております。

3)は2回目の人事調整会議ですが、こちらは2月17日にありますということで、スケジ

ジュール等はこの1月10日の校長会の際に配付をさせていただいておりました。

(3)については、町の職員の関係が出てまいります。こちらは4月から会計年度任用職員制度というものがスタートしますので、いろいろと今調整作業を進めている最中でございます。あわせて委員の皆様方と協議をしながら、承認を得ながら4月の配置に持っていきたいと考えているところでございます。

3ページ目につきましては、幼稚園、保育所の所長さん方への連絡事項ということで、こちらのほうについては、記載のとおりのお話をさせていただいておりますので、ご一読お願いしたいと思います。ちょうど1月7日の開催でありましたので、4ページ目に七草がゆのことを載せてみました。そうしましたら、ちゃんと朝に食べてきましたなどという先生方もいらっしゃったようでございました。

では、次に戻りまして、表紙のほうに(3)ですが、大崎広域の教育委員会の定例会が12月25日にありまして、内容は記載のとおりの内容で協議をさせていただきました。その終了後に総合教育会議が開催されまして、大きくは大崎広域の教育大綱がちょうど改定の時期を迎えますので、その部分について協議をし、協議が調ったということの内容の部分でございます。

(5)につきましては、新春のつどい、それから成人式が行われましたので、そのときの資料を添付させていただきました。今年の成人式については、対象者が250人でした。町外から転入された方が28人だったというふうに記憶しています。それを合わせて250人ということになります。その際にいろいろと各学校の思い出のスライドもあったようでございまして、千葉委員さんもいらっしゃったと思うんですが、対象者の保護者ということではいらっしゃるというふうに思っておりました。大変おめでとうございました。

それでは、大きい2番目ですね。主な行事、会議等につきましては、一番最後の17ページ目で、このような行事が前回の教育委員会の定例会以降の部分でございますので、土日も結構ありましたが、それぞれの委員さん方、団体が頑張ってる証拠だなというふうに感じられるわけでございます。

以上、教育長の報告ということにさせていただきたいと思えます。

では、ご質問などございますでしょうか。どうぞお気づきの点、もしおありでしたら。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長(大友義孝) それでは、以上をもちまして教育長の報告とさせていただきたいと思

ます。

日程 第3 報告第26号 令和2年度賄材料購入業者の決定について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第26号 令和2年度賄材料購入業者の決定について、報告をいたします。

まず、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。では、教育次長お願いします。

○教育次長（佐々木信幸） 本日もどうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

令和2年度の学校給食に関する賄材料購入業者とそれから学校給食費の金額については、前回の教育委員会の中で学校給食運営審議会に対して諮問させていただくということでご協議をいただいております、それに基づきまして先週、1月17日に美里町学校給食運営審議会を開催していただいたところです。

その審議の中で教育委員会から諮問をした内容、先ほど申し上げました2点ですね。学校給食費の額、それから賄材料の購入業者についてご審議をいただきまして、まずこの諮問書では2つ目になりますけれども、令和2年度の賄材料購入業者についてご審議をいただいたところ、別紙のと通りの賄材料購入業者を指定するというご承認をいただいております。それで、答申書に記載をいただいたということでございます。

この指定業者につきましては、基本的には前年度と同じ業者さんでございますが、変わっておりますのは、JAの名称ですね。今回は新みやぎ農業協同組合の名称に変わっておりますので、その点が違いますが、それ以外は前年度と同じ業者さんということでございます。それで答申を受けた内容に基づきましてこの賄材料購入業者につきましては、教育長がこれを決定するという事になってございます。一番上の表紙にもありますけれども、賄材料の購入業者については、美里町学校給食調理施設運営規則第4条第2項の規定により、美里町学校給食運営審議会の答申に基づき教育長がこれを決定するという定めになっておりますので、答申書を1月17日にいただき、それに基づき1月20日にその答申書どおりの業者ということで決定をさせていただきましたので、それを今回ご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○委員（成澤明子） 質問ではないんですけれども、ずっと引っかかっていることが、ふどうどう幼稚園に行って実際に給食いただいたことがあるんですね。そのときのメニューというか、内容が、食事の内容が、ああこれでいいのかなというのがずっとあったんですね。でも私たちが実際食べたのは1回きりだから、たまたまそうなのかどうかわからないんですけれども、というのが気になったかという、フレッシュなものを調理をして提供するというよりは既製のものを使ったりしていることが目立ったということとか、野菜とかもちよっとしなっとなつたような感じ、同じ熱を加えてもフレッシュなものを熱加えたのと冷凍したものを解凍して加えたのではちょっと違うんですね。何でそんなことを思うかという、なんごう幼稚園は自分のところでやっているんですよね。そのときのメニューをたまたま行ったときに運んでいるときに見たことがあるんですが、それはそれは本当に大人が納得するような内容で子供はもちろん喜ぶし、栄養的にもという内容がよかったのでね。だからなおさらふどうどう幼稚園はその後どうなっているのかなというのがずっと頭にあるんですけれども、来年度もやっぱり同じ業者でつくってもらおうということなんでしょうね。

○教育長（大友義孝） これは契約、調理の問題になってくる。1年契約になっている……。今、成澤委員からのご質問、意見というふうに両方にとられると思うんですけれども、この部分についてはちょっと調べなくてはならない。（「契約自体がもしかすると複数年契約で同じ業者さんとの契約が来年度継続、多分そうではないかなと思うのですけれども」の声あり）給食の提供の場合、恐らく単年度契約ではなくて、やっぱり複数年契約している可能性が大なんですね。ただ、その辺のところは調べればわかるわけなんですけど、ただ、食事の内容ですね。その部分に対しては、どういうふうなことがこちらから言えるのか、その辺のところもあわせて確認をして、同じ業者さんが次年度も続けるということであれば、きちっとその部分については申し入れをするということにはしなければいけないと思います。ちょっと確認させてください。

○委員（成澤明子） 子供だからどうでもいいということではなくて、やっぱりきちんとしたものを将来小学校、中学校、高校と大きくなっていくに従って、自分が選ぶことができるようになるときにもやっぱり影響すると思うので、よいものを食べさせたいと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、確認させていただいて、あといいですか。（「私も」の声あり）どうぞ。

○委員（千葉菜穂美） 確認させていただいて、前でも3年計画だからという……。前のときに、もう3年過ぎていますか。

○教育次長（佐々木信幸） 29年の多分8月からだったように記憶しております。私が来る前の年だったと思います。2学期からだったと記憶していますね。

○教育長（大友義孝） いずれにしても確認させていただいて、状況的な部分も再確認をして、子供たちにいい食事と、おいしい食事を提供させていただくようにこちらからもお願いするということにさせていただきたいと思います。

では、賄材料購入業者の決定につきまして、以上のとおり報告させていただきましたが、これでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） では、次に参ります。

日程第4、それから日程第5、日程第6、日程第7の4つの日程につきましては、内容を見ると秘密会がふさわしいのではないかというふうに考えるところでございます。どうでしょう。委員の皆さん、秘密会ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、日程第4から日程第7まで、秘密会という形にさせていただきますので、事務局のほうで、傍聴人のほうにわかるように掲示させていただきたいと思います。

【秘密会】

休憩 午後2時45分

再開 午後2時48分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。

日程 第8 「令和2年度 美里町の教育」について

○教育長（大友義孝） 日程第8、「令和2年度 美里町の教育」についての協議に入りたいと思います。

先ほども申し上げましたが、専門指導員が説明するところではございましたが、体調不良ということでございますので、事務局のほうで説明しますか。私がやりますか。（「そうですね。すみません、お願いします」の声あり）

それでは、「令和2年度 美里町の教育」についてでございますが、これも何回かこの会議の中で資料の提供をさせていただいて、今回も事前に配付をさせていただいてあるかと思えます。その中で案としてはここにずっと示させていただいておりましたが、これを見ていただきまして、修正すべき点等がございましたらご意見をお伺いしたいというふう感じておりました。これをもとに各学校での教育課程の部分に入ってくるものもありますので、しっかりと示しておかなければならないということでございますので、ご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

前回は字句、漢字かな、漢字の訂正等の修正は行いましたけれども、今回はその部分を修正したものだけを出していただいているということですね。何度も見ていただいていた部分だと思えますので、どうでしょう。成澤委員さんいかがですか。

○委員（成澤明子） 今まで使っていたこれと照らし合わせてみますと、ほとんど内容は同じですよ。多分字句だけ（「そうです」の声あり）変わっているんじゃないかなと思いますので、特によいのではないかなと、何も特にないかなと思います。

○教育長（大友義孝） この令和2年度までは今までの総合計画が令和2年度までですから、これを毎年美里の教育を大きく変えていくということになれば、当然学校での教育課程の部分も大きく変わるということになるんですね。今、総合計画の部分の煮詰めている最中でありまして、それを大きな方針転換にするという部分があるのであれば、令和3年度の美里の教育にはね返ってくる、そういったことになるのかなというふうには感じておったんです。そういったことでここまで作り上げてきたものを施策の部分のしっかりと令和2年、最終年度ですから、それをきちんとしていくということが必要だろうと、そのようにつくるべきではないかなというふう感じておりますが、どうでしょう。千葉委員さんいかがでしょうか。

○委員（千葉菜穂美） 成澤委員さんと一緒に内容は前と変わらないので、特には、はい、意見としてはありません。このままで大丈夫じゃないかなと思います。

○教育長（大友義孝） 留守委員さん。

○委員（留守広行） 施策の最終年度ということで、特に変わらないわけでありますので、こちらのほうで私はいいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、総合計画の最終年度、そして毎年毎年やるべきこと、それらをここに網羅させていただいておりますし、当然のことながら、教育大綱も総合教育会議の中でいろいろと議論していただいていた経過もあります。ですから、これをしっかりと令和2年度も行っていくということにするためには、この内容で了ということになる。ということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、美里町の教育の部分については、教育委員会の考え方、こういったことで進めさせていただくと、それを今度は学校のほうにこういった考え方がありますからという部分を渡して、それぞれの学校の教育目標を、それを細かくつくっていただくという部分になると思いますので、その指示をしていきたいと思います。ありがとうございました。

では、日程第8の美里町の教育については以上ということで終了させていただきます。

日程 第9 令和元年度美里町議会1月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第9、令和元年度美里町議会1月会議について協議をさせていただきますと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸） では、私からよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） 次長、お願いします。

○教育次長（佐々木信幸） 事前に配付させていただいております令和元年度美里町議会1月会議一般会計補正予算案という一枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

今回、1月会議は、明日1月24日に開催されます。10時からとなっておりますが、その議題の中で教育委員会が関連するのは、一般会計の補正予算でございます。お配りした資料の

歳入歳出とありますが、歳出のほうをまず下のほうをごらんいただきたいと思います。今回補正をいたしますのは、私立幼稚園通園支援給付事業の3項目に関する補正予算でございます。

1点目が施設型給付費負担金197万2,000円となっております。こちらは私立幼稚園それぞれ施設の規模や入所者数などによって公定価格という園ごとの価格がございますけれども、その公定価格と利用者が負担する額に差がございますして、その差額を町から負担するという制度がございますして、その予算なんです、年度当初に見込んだ金額とは差があったこと、それから年度途中で転入してきた子供さんの私立の幼稚園、町外の私立の幼稚園への入所者が発生したということで、不足が発生した関係で補正をしております。

それから、2つ目、就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に通う美里町の園児の保護者に対して所得に応じて就園奨励費という補助金を交付してございますが、これが当初見込んでいた金額よりも少し多くなってしまったことで、その不足分を今回1万7,000円補正で追加してございます。

3つ目、施設等利用費につきましては、子ども子育て扶助費という名目でのお金でございますが、10月1日から幼保の無償化がございましたけれども、その際に無償化になっている私立幼稚園の保育料の無償化を補うための新たな給付として9月以降発生している費用なんですけれども、これ実は9月補正、一度計上はさせていただいたのですけれども、その段階では年度末までの正確な金額等がはじき出せなかったという状況がございますして、あとその施設からの請求が11月から12月にかけて美里町のほうに届いているということで、それらを精査したところ、不足が発生することがわかりましたので、今回108万1,000円の補正の追加をさせていただくということでございます。歳入につきましては、それぞれの歳出科目に応じて国・県からの負担金、補助金をそれぞれ計上させていただいているというところでございます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） もう一つ。

○教育次長（佐々木信幸） よろしいですか。

○教育長（大友義孝） 続けてください。

○教育次長（佐々木信幸） その次に一枚物でやはり同意第1号という議案の掲載のものが、紙1枚本日おつけしてございますが、ありますでしょうか。これは教育委員会からの議題ではございません。あくまでも情報ということで報告させていただきます。

明日1月24日の1月会議におきまして、町長からの同意として議案として提出をされます教育委員会委員の任命についてでございます。令和2年2月20日から令和6年2月19日ま

で4年間の任期ということで、新たな教育委員の方、西館の大森真智子さんという方を町長から同意を求める提案がされるということでございますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、教育委員会の協議としましては一番最初の補正予算ということになります。ご質問ございませんでしょうか。予算について。（「ありません」の声あり）よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、1月会議の部分については明日は議会でありますので、承認をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上で日程第9の令和元年度美里町議会1月会議についての協議は終了させていただきます。

日程 第10 令和2年度施政方針（案）について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第10、令和2年度施政方針（案）について、協議をさせていただきますと思います。事務局から説明をお願いします。

○教育次長（佐々木信幸） では、私から引き続き説明申し上げます。

資料は2つでございます。

施政方針の案につきましては、1月11日に教育総務課の事務局で原案をまず作成をいたしまして、教育委員の皆様方に送付をさせていただいております。その後、その内容につきましてご意見等がございましたので、それを修正いたしまして、1月16日までいただいたご意見でございましたが、いただいた内容に修正して、同日、企画財政課に一度提出をしております。それで、その案に対して企画財政課でも少しご意見等あったので、手を加えていただき、一度教育総務課のほうにそれを戻していただきました。それについて、また教育総務課の事務局内で職員、それから教育総務課内にいらっしゃる先生方のご意見などをいただきました。それとその原案を実は本日後藤委員がいらっしゃるということだったので、昨日ですね、直接後藤委員にも見ていただき、そこでさらにまた修正案をいただき、それで手を加えさせていただいて直したものを本日お手元に配らせていただいております。それが左上に令和2年度施政方針（案）ということで左上でとじております4ページになりますけれども、両面2枚印刷した資料でございます。これが今現在の案の最新版ということになります。

もう一つお配りしているのは、1月11日に私のほうで事務局がおつくりした原案と本日お配りしている23日付の修正案といますかね。手を加えた後のほうのものを左右に並べてつくりました資料でございます。見比べていただくと最初の案からどのように変わったのかというのがわかるかと思しますので、これは後で見たいと思います。

それで、委員の皆様方をお願いしたいのは、この1月23日付の最終案、今現在の最終案ですけれども、これをまた1月30日に企画財政課に最終的に提出をするということになってございますので、この案にもしご意見、修正等のお考えともしありましたら、1月29日まで私のところに前回と同じように修正箇所とかのご連絡をいただきたいと思っております。本日内容の説明はいたしませんけれども、後でお読みいただいて、ご意見等あれば伺わせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○教育長（大友義孝） わかりました。今現在は1月23日現在のほうでいろいろと今までの経過、進めてきたと、これは予算に絡むところも当然あるから、その辺を見比べしながらもう一度委員の皆様でお気づきの点があれば次長のほうまで連絡をしていただきたいということでございます。

○教育次長（佐々木信幸） 1月29日まで、すみません、余り日にちがございませんけれども、ご協力お願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） では、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この場で今確認しておきたいこと、もしあったらお伺いしてもいいですね。もしあればですが。なければ、では29日までよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程第10、令和2年度施政方針（案）については、以上で終了させていただきます。

日程 第11 次期美里町総合計画等について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第11、次期美里町総合計画等について協議をさせていただきたいと思ひます。では、事務局から説明よろしくお願ひします。では、教育総務課長。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。本年もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、2つほどございます。1つがA3判のものでございまして、大変小さい字になっておりますけれども、こういう表がついていると思いますので、これとですね、あともう一つがA4判の政策No.1 教育の推進というものが上に来ているものですね。この2つを使って説明をさせていただきたいと思います。

座って説明をさせていただきたいと思います。

現在、次期総合計画等の策定ということで作業を進めております。その中で町の教育振興基本計画の最終が総合計画の最終年と同一であるということでございまして、令和2年度で終期を迎えるというようなところでございます。令和3年度からは新しい計画のもと進めていくというようことになりますので、総合計画に合わせて教育振興基本計画の見直しも並行して進めなければならないというようなところで作業を進めているというところでございます。

それで、まず以前には違うちょっと似たような表もお配りをしているんですが、ちょっと小さくて恐縮なんですけれども、左側からいきますと政策というところで大きい部分ございます。政策No.1が教育の推進、政策No.2が教育環境の整備と大きく分かれており、その次が施策ということで、これは5つに分けてございます。それで、それぞれの内容が書いてあるというようなところでございます。それで、この現振興基本計画の施策というのがここに順番ばらばらに並んでいると思います。追加というものがあったり、これは今の振興基本計画が第2期の国の教育振興基本計画に基づいてつくっておりますので、この体系につきましては第3期の一番新しい平成30年に第3期の教育振興基本計画、国のほうで出しておりますので、その体系に合わせた形で今並びかえというか、施策を移しているというようなところになっております。そして、その隣に現計画事業名称とありますけれども、これは町で現在総合計画のほうで行っている事業名をこの下にぶら下げているというようなところでございます。

それで、グリーンの色がついている部分ですけれども、この次期計画の事業ということで、これは総合計画、総合戦略と、あとは教育振興基本計画も合わせてこういう系統で今整理をしているところでございます。これは現計画の部分を多少合わせたりしておりますけれども、もともと50ほどこういう取り組みが書いてあったんですけれども、次期計画の事業としては全体で34の事業でまとめてはいかがかなというようなところで今整理をしているというところでございまして、現在ワーキンググループというのがありまして、総合計画策定のもので、そのワーキンググループの中で細かい作業を今しておるのですが、ここの赤字の次期計画事業、これは実際にやる事業ですね。事務事業なんですけれども、これがまだ空欄になっております

けれども、これを全部埋めて新しい事業の中に合わせてここを埋め込んで、あとは企画財政課のほうで管理するためにつくっている進行管理調書という調書がございまして、それを作成しているというところでございます。

2つの大きな政策と、5つの施策がありまして、あとはそれぞれに事業をぶら下げて、そして整理、組みかえをしているところでございます。

恐らく教育委員会以外はもともとの計画に合わせて次期計画も考えるというところですので、大きな変更はないようなのでございますけれども、教育委員会の場合は、やはり国の教育振興基本計画を参酌してというところがございまして、その体系にしっかりと合わせるような形で、あと内容につきましては、まだまだ見直しの余地がふんだんにあるのではないかなというふうに思っているところでございます。入り口のところの整理と、骨格の整理を今させていただいているということでご理解いただければなと思っております。

それで、この表をもとにこのA4判のものをつくってございまして、政策No.1というのがここで一番左側の、表でいうと一番左側の部分でございまして、政策No.1の教育の推進、施策の1の学校教育の充実、その中の事業という形で整理をしております。これは現状と課題というものを整理しているものでございまして、それに対する対応というものは現在整理しているところがございますので、これには載っていない。まずは現状と課題を整理しているというところがございます。この内容につきましては、しっかりと精査したものではなく、まずは事業立てをして、こういう状態でこういう課題があるのではないかなというところで、事務局のほうで整理しているものですので、この内容につきましては、これはご確認いただいて、ご意見をいただきたいなというふうに思っております。これから作業が進んでいく中で、企画財政課のスケジュールといたしましては、1月いっぱい草案を総合計画の基本構想と基本計画の草案をある程度つくって、そして2月には町長サイドで、町長、副町長のレクをして、説明をして、そして3月には素案として完成をさせたいというようなお話を聞いております。

それで、教育委員会の場合におきましては、事務局でつくったものを、今、案としてつくっておるんですけれども、当然これ教育委員会のご意見をしっかりとお聞きして進めるべきというところがございますし、今後本格的に教育振興基本計画の見直しもご協議いただくようになりますので、ちょっと並行していくというところがございます。

それで、企画財政課と話しているのは、教育委員会については例えば部会があって、部会というのは私と次長が部会員なんですけれども、その下にワーキンググループというのがありま

して、そこでこういう原案をつくっておるのですが、これはあくまで事務局でつくっているものでございまして、これをその都度確認をいただきながら、会議の中で重要なものは決めていただきながら、あとは情報につきましては随時、お配りしながら進めさせていただいて、常にご意見を頂戴しながら進めていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、どんな細かいところでも結構ですので、お気づきの点等、修正したほうがいいのではないかとというようなところがあれば、いつでも事務局のほうにお話をいただければなというふうに思っているところがございます。

今日はちょっとご説明をさせていただくというところで、もしお気づきの点があればご意見をいただければなというところがございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 説明ありがとうございます。

今後意見を聞いていくということでもいいんですか。今考えられることで意見を出してもらったほうがいいということなんですか。今日は。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） もし何かお気づきの点があれば今回お聞きできればと思うんですが。

○教育長（大友義孝） わかりました。

今、説明を受けましたように、総合計画の令和3年からのスタートを切るための業務を今やっていますよということで、何度か資料のほうは提出させていただいたと思うんですが、その上でこれから令和3年度からのスタートなんですが、実際のところ、令和2年度において、先ほどの美里の教育もそうなんですけれども、教育指導計画の部分についてもはね返ってくるんですね。令和2年度から準備の段階から早目に教育委員会も考え方とすり合わせをしていかなないと少しおくれていくのでは学校も大変だと思うし、そういったところ懸念されます。

それと振興計画ですね。一緒に進めていかなければならないのは、それとはリンクした形にはなっていると思うんですけれども、ただ、ちょっと私この表を見ていて、お渡ししていいかなと、こっちの最後にもらったやつについては今現状と課題ということで今書かれていることだったんですよね。そのとおりだと思うんですけれども、これも気づいた点があったら直してほしいということでもいいんですね。そうですね。

それから、事業名なんですけれども、この事業名というのは、ここに次期計画の事業ということでこの名称ここに載っていますよね。事業1、事業2、事業3の名称ね。（「はい」の声あり）これもある程度変えたほうがいいんじゃないかという部分をあわせて考えてもらってもいい

ということですね。（「はい」の声あり）わかりました。そのような内容のようでございます。ちょっと細かくて今までの計画とどれがどのようにリンクしているかというのを一覧に示すというふうになってしまうということですね。（「そうですね」の声あり）こういうところをもう一度しっかり見ていただいて、これがこうだ、これがこうだという意見があったら、あると思うんですが、事務局のほうに伝達をお願いしたいと考えます。

この場でいかがですか。聞きたいことでもいいですし、ご意見でもいいですし。千葉委員さん。

○委員（千葉菜穂美） 資料の見方としては、このA3のほうは今の会議用ということですか。会議用。一般の住民の方が見るのはこっちの文章のほうなんですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まだ一般の方にどうのこうのというのではなく、一般の方にですね、一般の方というか、「住民の方」の声あり）住民の方にですね。住民の方にお示しするのは、これは下の資料になります。これは基本的には内部検討資料という形になりまして、それで、それをもとに今、美里町の総合計画、総合戦略というものがあるんですけども、その形で整理して、それを素案としてお出しするというようなことで、これにつきましても、これもまるっきり事務局でつくったものでございまして、これが絶対では全くなくて、これを見ていただいて、これはこういう表現のほうがいいのではないかと、いやこの現状は違うくてこういう現状ではない。課題もこういう課題もあるけれども、こういう課題もあるのではないかとか、そういうものをちゃんと整理した上でつくればなというところで、あと補足になりますけれども、現在これをベースに引き続きの作業をしております、ただ、この中身については直すところがあれば担当で直してくれるということで、担当の意見、一番わかっていますので、この担当の意見をもらいながらこれを修正していくという作業がこれから急ピッチでやっていくんですけども、入っていくということで、担当でもこれを見直しますし、あとは委員さん方でも気づいたことがあれば随時遠慮せずに言っていただければ、それをぜひ反映させていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（千葉菜穂美） はい、わかりました。

○委員（成澤明子） これはいつまでですか。

○教育長（大友義孝） いつまでですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、まずはこの後でも絶対変えないというわけではないので、ただ作業上、進んでいきますので、あちらのスケジュールに合わせてですね。なので、一応一旦は1月30日までで集約したいなというふうに思っております。

期限がない中なのですが、ぜひそれまでにお気づきの点につきましてはお寄せいただければと思います。

あと、この中身につきましては、今後も随時コンタクトをとらせていただきながら、会議の中でも報告、協議させていただきながらやらせていただきたいと思います。お願いいたします。

○教育長（大友義孝） では、今月末ぐらいまで。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと短いですが、すみません。

○教育長（大友義孝） 基本的な部分、さっき課長のほうから説明をいただきましたが、今現在動いている総合計画、総合戦略にかかわる教育委員会にかかわる分野、それが今ベースになっているわけですね。そして、新たに教育振興基本計画という部分が大綱と同じ扱いですが、それがあります。それがどのようにリンクしているのかというと、同じような流れで来ているのではないですね。あっちに行ったり、こっちに行ったりしている。それをまさにこれは総合計画対総合計画なので、それを振興基本計画のほうにできればそう行きたいわけですね。流れとしてはね。だから、ということは何行ったり来たりどうしても必要になってきている。やっていかなければいけないところというのは、国の振興基本計画にちゃんと明示されているし、そして宮城県の振興計画があって、その間には北部の振興計画も実はあるんですね。ですから、そして町の計画ということで、それを全部リンクさせながらいかななくてはならないだろうという作業もあるので、ちょっと細かくなりましたけれども、そういった目線で考えていかななくてはならないなと思いますので、どうぞ委員の皆さん、お目通しのほどお願いいたします。

では、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） まずは今日はこんなところということで。

それでは、日程11、次期美里町総合計画等については以上で終了させていただきます。

では、ここで30分まで休憩させていただきますので、「説明員を」の声あり）3時半まで休憩ということにさせていただきます。では休憩に入ります。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時32分

○教育長（大友義孝） 休憩を解きます。会議を再開させていただきます。

日程 第12 学校再編について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第12、学校再編について協議をさせていただきたいと思います。では、まず事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課の伊藤と申します。

資料に基づいて説明させていただきます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、お配りしていた資料に訂正箇所がありましたので、差しかえの資料をお配りさせていただいております。訂正箇所が要綱（案）の中に3か所ありまして、その訂正の部分について反映させたものがA3カラーの差しかえの資料になっております。訂正部分については、順を追って説明させていただきます。

まず、ホチキスどめの新中学校開校準備委員会設置要綱（案）について説明させていただきます。

第1条では、目的と設置について記載しております。

この冒頭部分ですね。1点目の訂正箇所がありまして、当初「既存の町立中学校を」としていたものが「既存の3校の町立中学校」と訂正しております。これは町外の方、この要綱を見た際に既存の中学校が3校ありますということを知るようになるための訂正になります。

続いて、第2条では、所掌事務について記載しております。

第3条では、開校準備委員会の委員について記載しております。これまでの協議の中で、小・中学校長と小・中学校教職員は分けていたんですけども、今回の要綱（案）では、小・中学校教職員の中に校長先生も含むこととさせていただいております。あと、PTAについては、小・中学校保護者（元保護者含む）とさせていただいております。この括弧書きの部分が2点目の訂正箇所になりまして、「経験者含む」と表記させていただいたところを「元保護者含む」と表記させていただきました。

また、3点目の訂正箇所が、「新中学校に入学する予定の生徒の保護者」という部分になります。訂正前は「新中学校開校時に在学する生徒の保護者」としていたんですけども、在学す

ると表記しますと、現在の小学校2年生から4年生のお子様の保護者に限定されてしまうため、それより下の年齢のお子様の保護者についても対象とするため訂正させていただきました。

続いて、第4条では、任期について定めることとしまして、開校までの任期としております。

第5条では、委員長、副委員長について定めることとしておりまして、準備委員会の委員の互選で決めることとしております。

第6条では、準備委員会の会議について、代表者会、検討部会の会議とすることと記載しております。この代表者会というところがこれまで協議の中で全体会としていた部分になりまして、これは全体会という名称だと委員全員が集まった会議というふうにも捉えられるため、代表者が集まる会ということをわかりやすくするため、代表者会とさせていただきます。

続いて、第7条、第8条で、代表者会と検討部会についての組織と協議事項についてを記載しております。基本的には各検討部会での協議内容を代表者会に報告し、代表者会で整理した上で教育委員会へその結果を報告することとしております。

この設置要綱に基づいた検討フローがA4図の資料になっております。新中学校開校準備委員会検討フローチャートという資料になります。この資料の下のほうに記載していたんですけども、代表者会と検討部会の協議内容については、教育委員会の報告は事務局で行うこととして考えております。

続いて、A3のカラーの資料です。こちらが準備委員会の組織体制と協議事項の図になります。協議事項や想定している人員の人数はこれまでと変わっておりませんが、委員の種類などを要綱案に合わせて修正しておりますので、ごらんいただければと思います。この準備委員会の設置時期については、教職員の異動や新PTA役員などが決まる新年度に入ってからを予定しておりまして、委員についてはボランティアでお願いする予定でおります。

説明については以上となります。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、差しかえ資料のほうは今現在の整理したものとあわせてこちらのほうということになるわけですね。（「はい」の声あり）

前回の委員会でもいろいろと意見をお聞きした点を踏まえての今回の要綱の整理までしていただいたということですが、どうでしょう。委員の皆さん、ご意見いただきたいと思いますが、どうぞ、留守委員さん。

○委員（留守広行） 要綱の第3条でございます。（5）の小・中学校保護者（元保護者含む）と、元保護者の方という表記必要なかどうか。（4）の住民のほうにも入るのではないかと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、ここは小・中学校保護者ということ、これがメインになるということなのですが、恐らくちょっと保護者については学校なりに問い合わせをしながら決めていくという形になるのかなと、P T Aを中心に推薦をいただくような形になるのかなと、そのときにやはり今までP T A活動をなさって、かなりP T Aの内容にお詳しい方とか、そういう方もいらっしゃると思ひまして、そういう方々の例えば話し合いの中でああいう方がいいよねとか、そういうところもありまして、関連するということで元保護者を含むという形で表記させていただいて、まるっきりの住民という形で、例えば公募の対象とかというよりは、例えばそういう意見を聞く中で、もしそういうふさわしい人が、ご推薦いただけるような方がいれば、そういう方も含めて保護者の代表という形でこのところに入れたというふうなところがございます。

○教育長（大友義孝） 成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 関連ですけれども、委員といった場合は、構成員が委員になるわけですか。（「そうです」の声あり）というと、9名、10名、11名、8名という方ですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 上の代表者会の部分の構成員というのは、下の検討部会の構成員からのそれぞれ代表3名ずつ上がっていますので、上の9名は下の中にも入っている。

○委員（成澤明子） 含まれる。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 含まれる。はい。というふうになりますね。なので、全体としては10名、11名、8名。

○委員（成澤明子） ということは、検討部会の委員であり、代表者会に行くということなんですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） そうです。はい。

○委員（成澤明子） そうしますと、全部で29名。

○教育総務課主事（伊藤大樹） はい。

○委員（成澤明子） そのうち公募が何人ということになるんですね。

○教育総務課主事（伊藤大樹） そうですね。住民の方については公募で。

○委員（成澤明子） 住民だけですか、公募は。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 今のところ住民だけの予定であります。

○委員（成澤明子） さっき留守委員さんが話された5番で元保護者を含むというところなんで

すけれども、5番で該当もするかもしれないけれども、4番で公募でも応募しても構わないわけですね。当然。公募ですからね。

○教育総務課主事（伊藤大樹）　そうです。はい。（「教育長よろしいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝）　どうぞ、留守委員さん。

○委員（留守広行）　では、3条の（5）の保護者さんのご推薦にあったと各学校からのご推薦ということになるかと思うんですけれども、その話し合いの中で学校側から卒業した保護者さんでもいい。こういう方であれば学校の代表として推薦したいんですというふうな学校側からのことでいいというふうな判断をするということでしょうか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　私の説明がちょっと足りないというか、うまく説明できていないんですが、まず、この会に入ってください方は、できれば最初から最後まで入っていただきたい。途中で例えば充て職みたいな形で会長さんだから入ってねというのと、例えば毎年変わるところなんかもございますので、できれば開校までつき合ってくださいということが大事だと思います。そうすると、ずっと保護者でない可能性も出てくると、そういうことも含まれているというご理解をいただければなというふうに思っております、できればメンバーについては、最初から最後までちょっとしっかりと同じメンバーで、多少出入りはあるかと思いますが、そういう形でお願いしたいと。

あと、先ほどの全体的な構成員のそれぞれ人数なんですが、例えばもう少し検討する際にこの部会は人が必要だとか、そういうところももしかするとあるかもしれないというところで、必ずこの人数だというわけではなく、追加で委員を受けていただくというか、そういう方が入れるような、私も例えばやりたいとか、そういう方も参加できるような形で進められればよろしいかと思っております。

○教育長（大友義孝）　いかがですか。成澤委員さん。

○委員（成澤明子）　そうしますと、5番の元保護者というのは、全く元保護者の方もいらっしゃるし、年数がたって自分のお子さんが卒業してもその職を続けるという意味での元保護者ということもあるわけですね。

○教育長（大友義孝）　これ、あれだよ。委員さんをどういう選び方をするかということにもかかわるよね。公募なのか、それともどこそれに依頼をするのかという部分が、それによってまた変わるような気がしますよね。

今、留守委員さんがおっしゃっているところは、わざわざ元保護者というふうに入れている

部分を考えると、なぜかという、私なりの解釈をすると、このA3の横のカラーのやつを見ると、一番左の例えば検討部会の中で構成員が10名いらっしゃいますよね。その中で元保護者は2名だと、住民の方は1人入ってもらうよと、ただ、その上にいくと、代表者会の構成員の9名の総務検討部会にかかわる者は、自動的に部会長さんになるわけだ。この中の10人の中から選ばれて部会長さんという人が入るわけだけれども、どこの選出の人なのかはまだわからないわけですよ。固定していないからね。だけれども、検討部会の構成員の代表というふうなところをとられたときは、部会長さん以外と代表者ということに捉え方するわけだよ。多分。そして、ただ、新中学校に入学する予定の生徒さんの保護者というのは、3人の中で人を選んで出してくださいよということになるわけだよ。そういうイメージでいいのかな。今、私が言ったような考えのもとにつくられているというふうに解釈していいのかな。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうですね。そういう感覚です。

○教育長（大友義孝）　例えば、総務検討部会長さんが決まりましたよと、副部会長さんも一緒に決めましたので、構成員の代表者、部会長さんと副部会長さん出てくださいねと、その2人決まる。あとは新中学校3人の保護者さんの3人の中で決めて1人出てくださいよとなるね。そのときに新中学校の生徒の保護者3名だから、ないとは思うけど、部会長と副部会長とこの保護者になったら3人みんな埋まってしまうんじゃないかと思ったりね。残りの委員さんたちどこさも入る、大事な会議に行く部分がなくなってくるんでないかやと思ったり、する場面もあるんじゃないかなというふうに思ったから。イメージとしてね。ですよ。この辺をもう少しね、決め方として整理しなければならないと思いますし、それから委員さんに就任していただくためにどういうふうな方法をとるか、学校に依頼するのか、PTAに依頼するのか、公募して選ぶのか、そういったことについては今後詰めていくということでもいいですか。

成澤委員さん。

○委員（成澤明子）　（5）と（6）なんですが、小・中学生の保護者ですよ。（5）はね。保護者ですよ。小・中学校の保護者、元保護者とそれから新中学校に入学する予定の生徒の保護者というのは、これは同じではないんですか。違うんですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹）　一応かぶる部分も出てくる可能性があるんですけども、ここで分けたのは、開校した後に入学する保護者というのをこの検討する中で入れていきたいというところで分けて考えていたんですけども、ここの小・中学校保護者というのが例えば小学校1年生とかという方の保護者であれば（6）の部分にも入ってくる場所がありますので、そのところについては、分けて。

- 委員（成澤明子） 逆に入らない場合はあるんですか。
- 教育総務課主事（伊藤大樹） 例えば今現時点で小学4年生までの保護者というのが（6）の新中学校に入学する予定の生徒の保護者で、小学5年生より上の方については（5）の部分に入ってくる部分なので、4年生以下のお子様の保護者ですと、どちらの部分にも入ってくる部分がありますので、その部分はちょっと選任の方法のところで考えていかなければいけないところかなと思います。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、6番につきましては、美里町に住んでいて、例えば、もう子供、お子さんがいるということは将来中学校に入れるんだというようなことであれば、将来でも入れるのであれば、お子さんがいればここに該当するというので、例えば保育所に入っていたり、幼稚園に入っていたり、家で育児を受けていたりとか、そういう方も基本的に含めたいなというふうに思っております、それが将来入る予定の保護者ということで、ちょっと広めにとらせていただいております、この前段の部分につきましては、どちらかというところ今の中学校のPTAのというか、保護者の方というんですかね。そういう方をベースにというところで、自分の子供が入る、入らずにかかわらず、子供たちのために保護者目線でご協力いただけるというようなイメージを持っております。
- 委員（成澤明子） いっそのこと幼・小・中学の保護者。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。そういう捉え方もできると思いますね。
- 委員（成澤明子） 5と6を総合すれば、幼稚園から小学生、保育園ももちろん含めてそういう就学、義務教育前の子供とあと義務教育の小学校、中学校の子供たちの保護者ですよね。その中には途中で保護者でなくなった人も、あるいは何年か前に保護者であった人も含むということですよ。何かどうにかして一緒にしたほうが良いような気がするんですけども。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。
- 教育長（大友義孝） イメージはわかるのね。イメージはわかるんだけど、もう少し整理をしっかりとすればいいのかなと、こっちの部分についてはある程度わかるんだけど、要綱だからという部分、要綱をしっかりとつくった上でこういうふうな表なんですよという形になるものだからね。そうすると、さっき訂正箇所した1条のほうの「既存の3校の」というところ、どこの既存の3校かわからないから、3校よりも既存と入れた部分まだいいとしても、それを入れるんだったら「美里町立学校設置に関する条例第何条に規定する学校の」と入れたほうがわかるのさ。そうすると、3校なんだから、どことどことどこだという限定になるし、あと3

条の第1号についても小・中学校教職員となったときに、美里町内だけの教職員だけでなく、大崎市立に勤務する教職員ともとれるわけさ、とかね。細かいことを言えばね。いっぱい点検しなければならないところがあるなど見えたんだけど、ただ、今言った留守先生と成澤先生から言われた部分の4、5、6の関係ね。これは今住んでいらっしゃる人たちの部分を分けた形なので、選出母体が違うからこれを分けたということなんだよね。だから、その分け方をもうちょっとしっかりしてやったらいいのかなとは思っているわけなんですけれどもね。

やっぱり公募とかというのも考えの片隅には置かなければならないんですかね。ちょっとこの話はもう少し進んでからの話なのかもしれないので。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 現在住民につきましては、公募ということに考えておまして、教職員であればやはり学校といろいろご意見をお聞きして、校長先生、教頭先生なりのご意見をお聞きしながらどういう形で入っていただくのがいいかというところは、ちょっとそこの調整かなど。あと学識経験者につきましては、これは教育長、また教育委員さん方含めてちょっといろいろとご検討いただければなど、町内の方を基本的にはベースで考えていきたいなと思っておまして、事務局でも考えたいとは思っていますが、ぜひあの方にやっていただいたらとか、そういう方がいらっしゃればぜひ考えておいていただければなどというところで、あと学校評議員につきましては、現在の学校評議員さんいらっしゃいますので、それはちょっとこれも評議員さん、調整かなどと思っております。住民の方につきましては、これは公募かなというところがありまして、先ほど言った5番、6番につきましては、PTA中心にこれはご協議させていただく部分なのかなというふうに思っているところでございます。ただ、現在まだその辺の細かいところ作業していないもので、ちょっとこれからということになるかと思えます。

○教育長（大友義孝） 今、新たな中学校の開校のための、それを準備するという部分については、これは住民参加の中学校ということを田んぼの中学校を名前としてネーミングとして入れてきた。その中でいろんな地域の人たちの協力も得ながら学校運営をしていく。そういうふうな部分なので、例えば地域コミュニティ推進協議会とか、いろんな団体さんがあるわけですよ。そういった方たちの協力をもらいながら学校を包み込むような流れのものに組み立てていかななくてはならない。それは別物で考えますよという形には何だかならないような気がするのね。一体のものとしてやるとなると、このPTA・通学・住民連携検討部会というのがすごく大きい部分にかかわってくるし、右側の学校運営・教育課程検討部会だと、これは学校の先生たちの部分がかかなり強い部分があるし、左側の部分については一体のもの、総体的な部分が

関係するわけですよね。だから、こういう構成員の内訳を同じになっているけれども、人数が若干違っているところがあるというのはそういうことだと思うんですよ。だから、仮に3条の人数、構成区分に従って決めたとしても、同じ住人でありながらどこに入るかというのが明確にしておかなくてはならない必要性があるのではないかと思ったりしたんですよ。ちょっと難しいなど。実際要綱つくるとなると、大変な作業になるね。

ただ、どうでしょう。今までいろいろご意見を皆さんからも聞いてきたんですけども、この別表の第8条関係ですよね。第8条関係の検討部会の構成の部分については、私の認識だどご意見を頂戴した中ではこの3つの部会でいいんじゃないかと認識しているんですけども、そういった部分でのつくり方、要綱のつくり方だから、そういう形でいいですかね。持っていく方として。

○委員（成澤明子） 先に気になったのいいでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（成澤明子） 2枚目の学校運営・教育課程検討部会というのがありますけれども、学校教育目標・教育計画の設定、時間割、各教科の年間指導計画、校務分掌、組織といったようなことは、学校が4月から始まるわけで、その前の年度にその新中学校のメンバーになるかもしれない職員の皆さんが具体的に決めていくことではないかと思うんですけども、でもそういったことをあえて代表者会で決めるということは何か骨子を決めるとか、そういう意味なのかしら。（「この表の」の声あり）表というか、そうですね。表で言うならばこれですね。（「上から4つですかね」の声あり）学校運営、そしてここに教育目標とか、時間割とか、各教科の指導計画とか、とても具体的に書いてあるんだけど、これをこういう構成員の8人のメンバーさんが決めることなのかなど、何を決めるのかなと思うんですけども。相当な時間をかけてやらなければいけないことだと。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、ちょっと事務局の調査不足というか、知識不足というか、まずこの部分については、今、教育委員会のほうにいる先生方と、あとは校長先生とか、先生方ですね。にやはりちゃんと確認をまだしていないところがございます。それで、とりあえず想定というか、こういうことがあるのではないかというようところで、前ですと涌谷で統合とか、そういうことをやっていますので、そういうものを参考にしながら、ほかの事例を参考にしながら項目立てをしているところがございますので、それでちょっと私わからないのが、このあたりというのは、大分細かい話になってきて、事前の開校準備ではなく、学校運営というか、そこに働く方が、働くというか、教員である方がつくるべき

ものではないかというようなところですかね。それを前段にそういうこれらについての検討と
いうのが可能なものかというようなことですか。

○委員（成澤明子）　そうです。そうです。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　わかりました。

○委員（成澤明子）　新中学校の職員が決めることであって、それは前年度中に3校の協議とい
うか、小牛田中、南郷中、不動堂中での皆さんが集まって決めることではないのかなと思った
わけです。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　すみません。それで、それというのは、
この項目の検討時期というのは事前にはなるというイメージでよろしいですか。例えば令和6
年4月に開校、例えばですね。するに当たって、このあたりの設定を行わなければならないと
いうことになったときは当然前段にそれを決めるということ。

○委員（成澤明子）　開校前に決まっていなくて子供たちを動かしようがない。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それで、それを本格的に検討するのは、
（「2学期とか」の声あり）前年とか。

○委員（成澤明子）　前年度の2学期あたりからやっていかないと決まらないと思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それで、今3つあるわけですよ。3
つある中で、開校前は3つありますよね。それを3つの学校で集まってこのことをやるという
ことなので。

○委員（成澤明子）　新しくならないのであれば、それぞれの学校でそれを決めるわけでしょう。
2学期から3学期の前半あたりまで決めちゃって、そして新年度はこれでいこうとするわけだ
から、それが3つ合わさるとなったら3つの学校の皆さんが集まって、その新中学校の職員に
なるならないはまた別問題と思うけど、そうやって決めないことには。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうしますと、まず今この中にそれを
入れておるんですが、それは別な枠組みで考えるべきことなのではないかという理解でよろし
いですか。この中ではなくて。

○委員（成澤明子）　決めようがないのでは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　この中では決まらないのではないかと。

○委員（成澤明子）　ええ、ええ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それはそれで学校間で集まって、この
あたりは決めておくべきことであると。その際にもともとの中学校があって、それぞれの特色

があって、そして今度新しい中学校になるとすると、新しい中学校をどういう内容にしていくかというところに、そうすると教育委員会としての例えばかかわり方がどういうふうになるのかですね。ちょっと私もあれなのですが。

○委員（成澤明子） それぞれの学校の教育目標などということは、教育委員会で決して決めることではなくて、それぞれの学校で今までも決めていたことだから、それのもとになるのはこの一応ね、こういう美里の教育みたいなのはありますけれども。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 何となくというかですね。

○委員（成澤明子） だから……。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この項目はやっぱり違うということなんですかね。すみません。ちょっと勉強不足で申しわけございません。

○教育長（大友義孝） 成澤委員が言われている部分、もっともなお話で、この学校運営・教育課程検討部会といったときに（１）から（１０）まであるよね。これ全てが共通するものかというところではなくて、例えば（２）の時間割については、これが影響するのは先生の配置が何人になるかで違うのよ。とかですね。それから、したがって（３）の各教科の年間指導計画、これも変わってくる部分だし、それから校務分掌と組織についても人数によって変わってくる。それから、いじめ・不登校対策については、これは学校の先生方の話だけではなくて、住民の方が入ったり、PTAの方が入ったりしても構わない部分になってくるわけですよ。だから、そういったように、違う部分が結構あるのですね。そこから抜き出してやっていく方法が必要なのかなと、そのためには開校前の部分については、各学校に教員が増員しなければならないケースが多々多いので、閉校準備のための加配措置ということが必要だし、新たに開設する場合は開校するための加配措置、これが必要になるわけですね。その先生を中心にやっていくということがあるようなんですね。ただ、それぞれの学校にその人たちがいたのでは、毎日の協議ができないわけですよ。そうすると、教育委員会に１人の先生がいらっしやっただいて、そこから案を絞って各学校との協議をしていくという方法を今模索しているんですね。それは教職員の話だから、できる限りそういう形をとっていきたいという部分でもうスタート切っている部分もあるということですね。だから、抜き出したものと住民の人たちがまじって検討しなければならないものにもう少し文面を変えなければいけないかもしれないですね。この部分については。

○委員（成澤明子） せっかく新しい学校つくるのだから、校則であるとか、制服であるとか、部活動であるとか、そういったことはやっぱりいろんな人の意見も聞いてね。よりよいものに

した方がいいと思いますが、教育課程とか、指導計画であるとか、そういったことは新しい中学校があるなしにかかわらず教職員がする仕事の内容なわけです。恐らく今の時期だったら次年度の教育課程というのは、各学校で、もうそろそろでき上っていると思うんですね。

○教育長（大友義孝） 80、90%近く。

○委員（成澤明子） だから、新中学校の場合もそのように先生方が行うことだと思います。

○教育長（大友義孝） そのとおりですね。この辺ね、プロである先生方組み立てする部分というのは、どうしてもあるので、それを見ていただくということは必要かもしれないですね。検討部会の中でね。だから組み立てするのはやはり先生方の中でなくてはならないから、さっき言ったような方法で各学校にいるのではなくて、統括する人がもしいれば、配置ができればそこで全て案をつくってもらおう。そして、この教育課程にかかわる部分に関しては、各学校に戻って行って、これでどうだという形で、この4月に開校をもしるとすれば、今現在全部決まっているという形をとらなければならないということ。全て。実際あとは動かすだけで。

あと、もう一つ言うと、事前交流という部分は今決めたのでは、開校が4月だとすれば、今決めたんではだめだよ。今というか、だから数年前の段階で確定しておかなければ事前交流にも入れないということだから、だから、例えば4月にこの会が発足した際に、事前交流というのは何年前からやるか、何をするかとかというのを多分決めていくことになるんだろうと思うんだよね。そういった部分が一つ一つの分野によって違う決め方になってくるのかなという感じがしたんです。先生方の抜き出し部分は教育委員会の内部で、事務局内部でいろいろと相談はできると思いますので、整理はさせていただきたいと思いますが、成澤委員さん、いかがですか。こっちで整理をまずかけて。

○委員（成澤明子） そうですよ。

○教育長（大友義孝） そういうふうな形をとらせてください。

○委員（成澤明子） 例えば30人未満で在籍させるみたいなことはやっぱり大事なことで、どこかにどんと入るとかね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（成澤明子） 大事だと思います。

○教育長（大友義孝） ちょっと、何ていうんでしょう……。いいね、後から言うからね。

○委員（成澤明子） これ、だから変わり得るんですよ。これから。

○教育長（大友義孝） さっきのね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは全くのたたき台ですので、いろ

いろとご意見いただいて。

○委員（成澤明子） このように組織図みたいにかかれると、すごく考えやすいと思います。

○教育長（大友義孝） 検討しやすくなる。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと具体化していかないと、何か見えない部分があるので、やりながらちょっと考えないと。

○教育長（大友義孝） ここまでつくってもらったからそこ言えるのであってね。

○委員（成澤明子） さっきの在学というか、保護者のところですが、（5）と（6）、いいですか。もう一回その話して。

例えば幼稚園、保育園ね。小学校、中学校の保護者及び元保護者でだめなんですか。簡単に。

（「いいですね」の声あり）

○教育長（大友義孝） そういう書き方できるんじゃないかな。（「教育長よろしいですか」の声あり）はい。

○委員（留守広行） もう一つなんですけれども、この委員の構成員の人数を示したほうがいいんじゃないかと思うんです。全体の構成員何名、あとその3条であれば小・中学校教職員何名とかと入れる必要はないんでしょうか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お話はそのとおりだと思いますが、まず、ちょっとこの構成員の人数をちょっと精査をさせていただきたいなというところがまず一つございます。概略で大体こういうところというところは一応入れたのですが、もう一度ちょっと細かいことを想定しながら入れた上でお示したほうがいいのかなと。（「必要だと思いまう」の声あり）そうですね。あとは、いずれ追加等々できるような内容にしておかないと、ちょっと弾力性がなくなってしまいますので、そういうところを入れながらということで、あとはこの細かい部分、ちょっと実際シミュレーションというか、細かくやってみると何となく見えてくるんですが、そこができていないので、その辺はまずは構成員を精査をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（千葉菜穂美） すみません、あと、全然違うお話になるんですけれども、以前お願ひした校歌の作曲者の方のことなんですけど、何か進展とかはあるんですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでですね、基本的には特にはないのですが、いずれこれをどういう形でやっていくかというところを今のところこの中でやっていきたいというふうにお願ひして、これは代表者会で決めるようなところになると思う

のですが、ここの中でどういう方をお願いするとか、どういうふうに進めていくというのを決めていただくことになるので、前段にそれを進めるとか、「（そういうのはない）」の声あり」ということになるので、恐らく教育委員会の中である程度その辺は整理していただいて、この中ではなく、例えばその部分は別になるのか、そこら辺はあるんですけども、今の事務局の考えとしては、まずはこの中で進めていきたいと、その中の例えば一つの要素として、そういうところをご検討いただくとかということになるのかなと、そうでなければ、何ていうんですかね、これについてはこういう方向でという形でやるしかないのかなというふうなことです。

○委員（千葉菜穂美） わかりました。

○教育長（大友義孝） 有名な方に依頼する。仮にだよ。そういうふうには依頼したいと思えますとなったときに、依頼するときにはもう遅かったりなんかするから、早急にやっぱり決める。順番としてね。優先順位高く持っていかないといけないんだらうなと思えますけれどもね。

○委員（成澤明子） 難しくてもアタックすることも大事です。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。一つは、有名な方をお願いするという考え方当然よろしいですが、やはりいろんな考え方がありますので、いやそうではなくて地元には誰かいないのか。例えばですね。いやこういうところがいいんでないか、ああいうところがいいんでないかというような話になったときに、なかなか万人というか、全ての方がいいなと言うのは、まずほとんどあり得ないということだと思えますね。であれば、やはり民主的にというか、こういう中でいろんな意見をお聞きしながら、例えば住民の意見をこの中で聞く必要があるのではないかなれば、それも聞かなければいけないということもありますし、非常に難しいのかなと、例えばこの中で順位を決めて、じゃあこの人に当たってみよう、あの人に当たってみようということに決まれば、それもそういう形になるのかなと思えますけれども、ちょっと非常に難しいのではないかと。

○教育長（大友義孝） 幼稚園の、この人に当たってみたらと最終的になって、いいですよとなつてつくられたものが、もし聞いたときにだめだったらどうするのとかね。いろんな不安材料もあるわけですよ。だから、お願いの仕方という部分がね。いろいろとあると思うので、そういったところにもちょっと配慮していきたいなと、校歌、そして歌詞はずっと残るわけですよ。そういった部分に気をつけてやっていくと、今回いろいろと準備委員会の体制、そして要綱までこうやって案として示させてもらった、検討できるテーマができて、それを土台にいろんなことが見え隠れしてきましたので、続けて、協議していきたいと思えます。目標は4月以

降に発足したいということですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。それですね、一応なるべく早くという、年度内という目標を立てて、広報にも載せてきているんですが、やはりこういう調整、ちょっとありますし、中途半端な形で立ち上げるわけにもいきませんので、これからちゃんと詰めながら、あとは会議の中で要綱を決定していただくとか、そういう段取りもございまして、なるべく早くはやりたいんですが、今教育長おっしゃるように新年度早々、できるだけ早い時期、次年度の早い時期とか、その辺になる可能性もあるのかなというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） 要綱の部分とか、こっちの決め方は急げばやれないわけではないけれども、実際募集をしたり、選んでもらったりするチャンスというのはそんなに多くないのでね。どこにどういう人を依頼するかというのは、これからのことだから、こっちベースにちゃんと考えないと、こっちを決めないと進めないということ。こっちをまず急いでいくということだね。頭の中にはいろいろな思いは皆さんされていると思うんですけども、それを出していきながらまとめていきたいというふうに思います。

今日はそんなところでいいですか。皆さんからこの場で伝えておきたいこと、いいですか。成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 今日は、どちらかといえばソフトの面、学校再編についてのソフトの面ですけれども、ちょっとハード面ということが、女川原発のことにに関して脱原発宣言をした町、美里町なんですけれども、建物をつくる上でハード的によいのであれば、太陽光発電もして、全てでなくても中学校で使う分の一部であっても電気がつくればいいなという、一つ。

あともう一つ、電柱、せめて学校まで行く間に電柱がないという、地下埋設のことを。だめと言われるかもしれませんが、そうあればいいなと思います。

○教育長（大友義孝） いろいろね、つくる上でせっかくつくるんだからそういった部分も配慮してという部分については、当然伝えておく必要があると思いますし、今、建設課のほうでいろいろとやっただいていただいているわけです。そして、コストの部分もいかに下げた形でできるか、同じものをつくる上でもですよ。そのやり方なんかも今調査のための経費を頂戴して、今調査業務に入っているわけですから、そういったことが近々出てくると、その部分についても委員の皆様にはお示ししていかなければいけないと思いますので。

○委員（成澤明子） やっぱり初期投資はかかるかもしれませんが、長い目で見た場合。

それから、いろんな割と小さい自治体でも発電をよくやっている自治体ありますよね。だか

ら、せめて町でつくる学校であるならば、そういうことができればいいなと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、ご意見いろいろ頂戴しましたけれども、以上のような形で今日の協議よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で学校再編についての協議は終了させていただきます。

審議事項

日程 第13 議案第20号 令和2年度学校給食費の額について

○教育長（大友義孝） それでは、審議事項に入ります。

休憩しないで進めますので、よろしくをお願いします。

審議事項、日程第13、議案第20号 令和2年度学校給食費の額について、まず、事務局から説明をお願いします。教育次長。

○教育次長（佐々木信幸） 私から。議案第20号として提案させていただいております。令和2年度学校給食費の額について。このことについて、令和2年度における給食費の額を次とおり定めたいので提案する。

小学校1食当たり271円、中学校1食当たり333円、幼稚園1食当たり235円ということで議題として提案をさせていただきます。

この提案理由につきましては、先ほどの日程第3、報告第26号でもお話をいたしました。令和2年1月17日付で美里町学校給食運営審議会から答申を受けておりますので、その答申内容に沿って今回議題としてつくらせていただいております。

答申書につきましては、別紙として資料等をつけておりますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。それで、この金額、美里町の教育委員会からこの額でどうでしょうかという諮問をまずさせていただいているわけですが、なぜこの額にしたのかという部分については、諮問の内容をご検討いただく際に前回の定例会でご協議いただいておりますので、その部分については割愛させていただきます。結果として、諮問書どおりの金額で審議会から答申を受けたということですので、この結果を受けて、この金額でよろしいかどうかご審議をいただき、可決を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ありませんか。ないですか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないということでございます。質疑を終結し、討論に入ります。
討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということでございますので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号 令和2年度学校給食費の額について、原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがって、議案第20号 令和2年度学校給食費の額については原案のとおり可決されました。大変ありがとうございました。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、協議事項、審議事項を終了いたしまして、その他に入ります。

まず、その他3つございますが、まず1つ目、学校給食の食材についてでございます。教育次長のほうでいいですか。説明。

○教育次長（佐々木信幸） はい、私から。

すみません。当日配付となってしまいましたが、できれば事前に配付してお目通しいただいておればよかったなと思っております。申しわけありません。

学校給食の食材についてということで、2カ所どめどとしてある冊子の資料をごらんいただきたいと思っております。表紙には内容とページが振っておりますので、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、1ページと2ページですが、これは12月の定例会の際にもご報告させていただきましたが、美里町議会12月会議におきまして、議員から一般質問を受けた内容、それからそれに対する教育委員会が作成した答弁の内容でございます。

これにつきましては既にご報告しているのですが、内容の詳細についての説明は割愛をさせていただきますが、議員からのご指摘につきましては、輸入された小麦を使用した食材ですね。主にはパンでございますけれども、実際に含まれている成分につきまして、グリホサートという有毒性のあるものが含まれている可能性があるのではないかというご指摘、それから、そういった食材を使用しない給食にはいかがかというようなこと、それからグリホサートの検査をすべきではないかというご質問でした。そのご報告した際に資料としておつけしておりますので、今回その内容について資料を今回お示しさせていただいているところでございますけれども、質問の中に出てくるデトックス・プロジェクト・ジャパン、それから国際がん研究機関、それから農民連食品分析センター、それぞれの組織の概要につきまして3ページに一覧としてつくってございます。デトックス・プロジェクト・ジャパンにつきましては、4ページ以降ですね。その内容について、これはホームページ等の情報でございますが、おつけしております。組織構成につきましては、7ページのところを見ていただくとわかりますけれども、国会議員の方々、8ページから9ページにかけて名簿が載っておりますが、こちらの方々を組織した団体というところでございます。

グリホサートという除草剤に使われている成分が体には有害であるということで、それらを使った小麦を使用した製品を食材として使用することで体内に有害なものが蓄積されるのではないかというご心配でのご提案でございました。

このグリホサートが含まれている中身に対して、国際がん研究機関の中で発がん性があるというふうなデータを示されていますのが10ページにございますけれども、農林水産省のホームページですが、ここでいう発がん性につきましては、このグループ2Aという表がありますけれども、この上から2番目、人に対して恐らく発がん性があるというふうな分類に含まれているという成分でございます。

それで、11ページからはそのグリホサートに関する世界の各国での動きということで、データを収集したものでございます。11ページは12ページから17ページまでのホームページ上のデータ、細かいデータで恐縮ですが、内容から主なものを抜き取ったものを11ページに資料として掲載をしております、使用禁止をしている国の内容なども記載してございます。ただ、ご注意いただきたいのは、そのグリホサートを使った小麦粉の使用がどうかということでの動きではなく、グリホサート自体ですね。除草剤に含まれるグリホサートそのものの使用について各国の動きがあるということでの内容となっておりますので、その点をご注意いただきたいと思いますと思っております。

それで、小麦に含まれているグリホサートにつきまして、どのような検査が行われているかというのが18ページ、19ページにございます。これも農林水産省のホームページでございますが、まず小麦自体、原材料となる小麦の輸入に際しまして検査が行われてございます。このホームページは輸入米、麦に対しての検査体制でございますが、具体的には19ページの上のほうの表を見ていただきますと、こちらに小麦に関する検査体制が記載してございまして、まず輸出する国から積載される際に農林水産省における検査を行ってございます。それで、船で運ばれまして、日本に上陸する際、そのときは厚生労働省における検査と、二重の検査をしていますという農水省のホームページの資料でございます。

それで、グリホサートに関する基準ですね。どうなっているのかというのが20ページからの資料でございますが、ちょっと細かいところもありまして抜粋はした資料ですけれども、具体的にはこちらの23ページごらんいただきたいと思います。横になっている表の右側に私、○印をつけたところがあります。グリホサート（除草剤）というところで、表の上から2つ目、小麦とありますが、これが30ppmというのが残留基準値となっております。1ppmが100万分の1という濃度でございます。これが小麦を輸入する際のグリホサートの残留基準値とされているということでございますので、質問の中にもございましたアメリカ産、カナダ産の輸入されている小麦は使用してございますけれども、国内のパンを製造する事業所さん、使っておりますけれども、そういった際には小麦の段階で基準値を満たしているかどうかという国の検査は受けているということで、この資料を提供しているところでございます。

あと、24ページにつきましては、このグリホサートや小麦、それからパンの内容につきまして、美里町が関係しているところに主に聞き取りの電話等しまして、お聞きした内容の結果を掲載しているところでございます。

一般質問の際にお答えしたところでは、現時点で町独自の検査をする考えはないというお答えをしておりますけれども、その現時点でという部分の意味としては、前回後藤委員さんからもお話がありましたが、教育委員会でこのことについて具体的な協議をしたことはないもので、そういったお答えにもなっているというところもございましたので、今回改めて資料を提供して、その他という議題にはなりましたけれども、ご報告というか、ご協議いただければということで資料をお出ししたところでございます。

私からは以上です。

○教育長（大友義孝） そういったことでちょっと資料が不足しておりましたので、今日はつけさせていただきます。さらにどうしても検査の必要性があるということは、教育委員会では

当然やることなんですけれども、最終的には町が判断すること、給食の提供者ということで、教育委員会で提供という見方ではなくて、町全体としての考え方はどうかということに最終的にはなろうかと思えます。そういうふうになっております。

そういうことで、基準値が出荷するときから、実際のところを言うとアメリカとか、カナダから輸入されるときに撥ねられているというところもあるようですね。ですから、日本に入ってきているのは基準値内のものが入ってきているから、それ以上のグリホサートの基準値が上がるということはあるまいだろうということの認識のように、問い合わせたところの回答がそういう感じということですよ。

これは報告ということになろうかと思えます。

それから、2つ目に参りますか。

行事予定表ですが、これは見ていただくということでよろしいですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） そうですね。教育委員さん方々が特にかかわるようなところはなくて、13日が一番近いですかね。そちらだけとなっております。

○教育長（大友義孝） どうぞ行事、このような行事もあるので、参加していただく部分もあるわけですよ。ご案内は来なくても参加できる部分はいっぱいあるので、どうぞ参加していただきたいと思えます。

以上です。

続きまして、令和2年2月の教育委員会の定例会の開催日でございますが、先ほども明日の議会のほうで示されますが、4番千葉委員さんにつきましては、2月14日が任期満了日ということに、「19日です」の声あり）19日ですか。2月19日が任期満了日ということになるようです。長い間本当にお疲れさまでございました。（「ありがとうございました」の声あり）そういう中で、新たな委員さんが2月20日から就任なされるということになりますと、常時次の20日以降、月末の教育委員会の定例会を開催させていただいているところでありますが、ちょっとこれまでとは違ったところ、委員さん方ご承知だと思いますが、2月20日どうしても開催してきたんですね。2月20日の日に、というのは、教育委員長さんがいらっしゃったときは21日とか22日に開催するとその間、教育委員長がいないということになっていたんですよ。その部分を回避するために2月20日の日に教育委員会の定例会を開催して、役職を決めてきたという経過があるんですが、今は新制度に移行しておりますので、それはまずないということで、2月20日以降の教育委員会であれば、2月中に開催することができるということになるんですが、3月の議会が3月4日から始まります。その前段として2月27日に課

長等会議と書いてあります。この部分が議会に告示がなされた後に一般質問の締め切り日が2月27日になっておりますので、これ以降の開催というのはなかなか難しいのではないかと、そうすると、24日、25、もしくは前の週の21日とか、20日とかというふうな形になるのかと思うんですけども、皆さん方の都合のいい日に設定をしていかななくてはならないと思っております。

教育委員会の開催日の事務局の案としてはいかがですか。次長さん。

○教育次長（佐々木信幸） 私ですか。

まず、今24、5、6というお話がありましたが、24日は振りかえでお休みの日となっております、「ごめんなさいね」の声あり）25か26となりますが、26は特別支援教育コーディネーター連絡協議会が午後から開催予定でございます。それで2月その前の週となりますが、2月20日は多分その新しい教育委員さんに対して町長から辞令交付があるのではないかと思います。そうなった場合、多分教育長初め、教育委員さん方も同席のご案内がもしかするとあるのではないかなというふうに思っているのですが、もしそうであればその同じ日に定例会を開催していただくというのも一つの案としてはあるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（大友義孝） 2月20日、いかがですか。成澤委員さん。留守委員さん。

○委員（成澤明子） 難しいです。20日は難しいです。

○教育長（大友義孝） では、21日はどうですか。

○委員（成澤明子） 大丈夫です。

○委員（留守広行） 私21日はだめなんです。

○教育長（大友義孝） 21日だめ。したがって25になるということですか。（「そういうことになる」の声あり）大丈夫ですか。（「はい」の声あり）では、2月25日教育委員会定例会、1時30分、南郷庁舎というふうにさせていただきますので、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育次長（佐々木信幸） すみません。後藤委員さんの確認はしておりませんがよろしいですか。

○教育長（大友義孝） 皆さん、だって集まれないんだから、いる人で確認しないとうまくないですね。後藤委員さん必ず出席してくださいと言うしかないですね。招集通知を出すしかないですね。（「承知いたしました」の声あり）東京に行くというのなら帰ってきてくださいと。

千葉委員さん、いいですか。

○委員（千葉菜穂美） 大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですか。25日ね。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 21日金曜日告示でよろしいですか。

○教育長（大友義孝） 告示日ですか。告示日は21日、20日。（「21でいいんじゃないでしょうか、3日前以上だから」の声あり）その前にどうしても13日臨時会ありますので、臨時会のほうで人事案件という部分になりますので、ぜひこの日だけはお願いしたいと思います。

（「すみません、その日って何時までかかる。すぐ終わりますか」の声あり）大丈夫です。（「大丈夫じゃないんです」の声あり）これはちょっと忙しい日程になったんですけども、前の日の部分を見ていただくとわかるんですが、12日に人事情報交換会とあるんですけども、教職員の人事です。13日に開かないと14日に県の交換会ありまして、そこでほぼ確定するような内容での調整作業になって、委員会開催されるので、うちのほうの教育委員会としてどうですかということもありますので、そういったことも美里の教育委員会だけでは決められない部分があって、そのことを13日にどうしてもしなくてはいけないことなんです。（「ちょっと用事ありまして、13日の日」の声あり）それは後で聞きますから。（「後でよろしいですか」の声あり）ということですので、13日教育委員会臨時会があるということですのでございます。内容は全て秘密会ということになります。

○委員（千葉菜穂美） すみません。私ちょっと皆さんに一言だけお礼を、お話をしたいと思ひまして、昨日考えてきましたので、ちょっと間違わないように読ませていただきます。

今日まで本当にありがとうございました。

私、昨日というか、委員会になるまでちょっと自分を振り返ってみまして、思ったことを少しお話しさせていただきます。

私は、平成26年9月から教育委員会に任命されました。前の日までは本当に何か普通の保護者という立場だったんですけども、教育委員になってから教育委員さん、教育長さん、教育委員会に携わっていらっしゃった先生方、教育委員会を初め、行政の皆さん、委員さん、要小中学校の先生方、PTAの保護者の方、住民説明会に行ったときは区長さんを初め、住民の方とたくさんの方々に出会うことができました。そして、その折々には皆さんから温かくお声をかけていただき、そのたびに緊張がほぐれていったことを思い出します。

教育委員会の定例会では、回を重ねていくたびにたくさんアドバイスをいただき、私自身、勇気と自信をつけていけたような気がします。とても感謝しております。皆さんの温かさを忘れず、今後生活していきたいと思ひます。新中学校の完成を楽しみにして応援しております。

皆さんもお体にお気をつけてお過ごしください。至らないところばかりな私でしたが、本当に温かく見守っていただきまして、ありがとうございました。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございました。

それでは、以上をもって、「（ちょっと）」の声あり）まだあるんですか。（「はい」の声あり）

○教育次長（佐々木信幸）　申しわけありません。

短い時間で1つだけご報告させていただきます。お手元に多分資料が1組残ったと思うんですね。

幼稚園と保育所、民間保育所との連携協定ということについてです。本日は、正式な審議ではないんですけれども、次回の教育委員会でこの連携協定を結んでよろしいかどうかという議題として提案をさせていただくものでございます。このホチキスどめでとじてある資料につきましては、これは子ども家庭課からご提案をいただいているものでございまして、その根拠について、まずお話をさせていただきますと、一枚物でつけている条例の抜粋がございまして、なかなかわかりづらいので、括弧書きが多いものですから、そこを省いて下線の引いてあるところだけをちょっと読み上げます。A4、1枚で本日お配りしている資料が多分条例の抜粋というのがあると思います。よろしいでしょうか。下線のあるところだけ読みます。

「家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園、又は認定こども園を適切に確保しなければならない」ということで、次に掲げる事項というは、(1)から(3)までであるわけですが、これを資料としておつくりしているのが先ほどのホチキスどめの資料でございまして。

実は、民間事業所ですね、保育事業所が今年度1つ開園する予定です。予定になっているのは、この資料につけてある協定書の案の最後のページを見ていただくとどちらかというのが書いてございますけれども、この民間保育事業所を開設する際に、今申し上げたような連携協定を結んで、例えば保育所でゼロ歳から2歳まで面倒を見ていただきますが、例えばその後3歳児以降の受け入れ先も確保しておくとか、あるいは保育事業を実施している際にも近くにある幼稚園や保育所と連携をして、園庭を一緒に使わせていただくとか、保育についての指導を先生同士で受けて、そういう情報共有するとか、そういったところを結んでおきなさいよという指導を町ではしているというのがさっきの条例なんですね。なので、町でこういう条例を定めて民間事業者に指導している以上、町の教育委員会としても申し出があればやはり受けざるを

得ないのではないかという考えになりますけれども、そのための連携協定書の案がこの資料の2枚目以降にある案でございます。これでは民間事業所の代表者と教育委員会の代表者である教育長とが協定を結ぶという案でつくっておりますが、ちょっと協定書の中身についてはもう少し担当課の子ども家庭課と調整しながら見直しはしたいと思っておりますが、正式には次の教育委員会でもう一度お諮りをさせていただき、協定を結んでよろしいかどうかという部分でご協議をいただきたいと思っております。今日は資料としてお示しをさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、次の会議では審議になるということですね。（「そうですね」の声あり）ありがとうございます。

では、その他のその他、特にないですか。いいですか。ありがとうございました。

それでは、令和2年1月教育委員会定例会につきましては、以上をもちまして閉会にさせていただきます。

大変ありがとうございました。

午後4時51分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年2月25日

署名委員

署名委員
